

令和6年度個人住民税当初決定の後、修正申告などの税額修正が生じたことで個人住民税所得割額が減少した場合が該当

例

令和6年度住民税 当初決定時

個人住民税所得割	20,000
定額減税 ※個人住民税分のみ	20,000
当初調整給付額	<u>0</u>

令和6年度住民税 不足額給付時

個人住民税所得割	10,000
定額減税 ※個人住民税分のみ	20,000
不足額給付時給付額	<u>10,000</u>

差額の1万円を不足額給付として給付

※端数は1万円単位に切上げ